

報道関係者 各位

令和5年10月20日  
岐阜労働局雇用環境・均等室  
雇用環境改善・均等推進監理官 柴田 美登里  
室長補佐（企画担当） 若田 丈雄

## ぎふ働き方改革推進協議会開催のご案内 (取材依頼)

### 概要

中小企業における働き方改革が円滑に推進されるよう国、地方公共団体、事業者団体、労働団体等で構成する「ぎふ働き方改革推進協議会」を開催します。

- 日時 令和5年10月27日(金) 10時00分～12時00分
- 会場 岐阜合同庁舎 5階 共用第1会議室  
岐阜市金竜町5-13
- 内容 ・各構成機関における取組状況  
・働き方改革に取り組む企業の事例集の紹介

当日は、「オール岐阜」で強力に働き方改革を推進していくため、各構成機関の取組状況を説明し、岐阜県内で働き方改革に積極的に取り組む企業の事例集の紹介を行います。

当日の取材方よろしくお願ひします

## ぎふ働き方改革推進協議会設置要綱

### (目的)

#### 第1条

平成30年7月6日付け公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年第71号)(以下「働き方改革関連法」という。)に基づき、岐阜県内の政労使等関係機関が密接に連携・協力して、それぞれの立場で、県内における働き方改革関連法の周知・施行に取り組むとともに、特に中小・小規模事業者への具体的な働き方改革の取り組みに関する支援及び働き方改革関連法への円滑な対応について、積極的に取り組むこととする。

### (設置)

#### 第2条

岐阜県内の働き方改革推進及び働き方改革関連法の周知・円滑な施行のため、政労使等が参加する「ぎふ働き方改革推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

### (組織)

#### 第3条

協議会は、別表の団体により構成し、今後必要に応じて参加団体を拡大することがある。

### (実施内容)

#### 第4条

協議会は、次に掲げる取組を実施する。

- 1 働き方改革関連法の周知及び円滑な施行に向けての連携
- 2 中小・小規模事業者への働き方改革取組推進に向けた支援
- 3 その他協議会の目的に沿った取組

### (事務局)

#### 第5条

本協議会の事務局を岐阜労働局雇用環境・均等室に置く。

### (附則：平成30年9月25日)

- 1 本要綱は、平成30年9月25日から施行する。
- 2 本要綱の施行をもって、「岐阜県働き方改革推進協議会要綱」(平成28年3月23日)を廃止する。

## 「ぎふ働き方改革推進協議会」構成団体

番号	機関・団体名
1	日本労働組合総連合会 岐阜県連合会
2	一般社団法人 岐阜県経営者協会
3	岐阜県商工会議所連合会
4	岐阜県商工会連合会
5	岐阜県中小企業団体中央会
6	岐阜県社会保険労務士会
7	公益社団法人 岐阜県労働基準協会連合会
8	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部
9	岐阜県
10	経済産業省 中部経済産業局
11	株式会社 十六銀行
12	株式会社 大垣共立銀行
13	岐阜信用金庫
14	東濃信用金庫
15	厚生労働省 岐阜労働局

## 「ぎふ働き方改革推進協議会」オブザーバー

1	岐阜県働き方改革推進支援センター
2	公益財団法人 岐阜県産業経済振興センター 岐阜県よろず支援拠点
3	岐阜産業保健総合支援センター